

農業所得申告用減価償却資産台帳

※ 前年中に取得・処分した物、又は前年申告漏れがある場合も記入してください。

取得・処分 のどちらかに○をつける

	取得・処分	減価償却資産の名称等	数量	年 月	取得価格(円) (消費税込)
記入例	取得・ 処分	トラクター	1	令和 3 年 2 月	2, 250, 000
記入例	取得・ 処分	コンバイン	1	令和 3 年 9 月	
	取得・処分			年 月	
	取得・処分			年 月	
	取得・処分			年 月	
	取得・処分			年 月	
	取得・処分			年 月	
	取得・処分			年 月	
	取得・処分			年 月	

減価償却資産：農業の用に供している農機具等の資産のうち、使用年数によりその資産の価値が減少するものをいいます。

減 価 償 却：減価償却資産について、使用可能期間が1年以上で、かつ、取得価格が10万円以上のものは、その資産の使用可能期間(法律で定められた耐用年数)に応じて、その資産の取得価格を期間配分し各年の必要経費に算入する方法をいいます。

住 所 城里町大字 _____

氏 名 _____

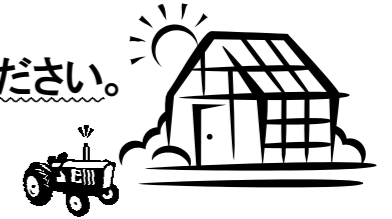
電話番号 () _____

農家の皆様へ

《 領収書等を保存していますか？ 》

農業所得の収支計算は、農家の方が収支を計算して申告いただいております。そのため領収書等の保存・集計及び記帳が必要です。

申告に備え、今からご準備ください。



収支申告とは…

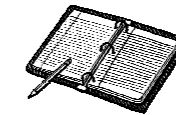
収入(販売額・家事消費等)から必要経費(種苗代、肥料代等)を差し引いて農業所得を算出する方法です。

そのため次のような準備が必要です

- 収入の把握
 - ・ 各種農作物の収穫量を記録 (出荷伝票等の保管など)
 - ・ 農業に関する補助金や作業受託料の記録
- 経費の把握
 - ・ 種苗代、肥料代、農薬代、作業委託料、農機具の修理・燃料代など農業に支出したレシートや領収書等を保存しておく

※ 帳簿・領収書等は、申告時に必ずお持ちください。また、帳簿・領収書等は事後に税務署より提示が求められる場合もありますので、7年間保存して下さい。

申告日に持参いただく書類



- ① 裏面の収支計算書、令和3年1月～令和3年12月に取得・処分した農業所得申告用減価償却資産台帳
 - ② 帳簿・書類(レシートや領収書等)
- ※申告当日に必ず計算のうえ記入してお持ちください。事前に記入されていない方は、記入を済ませてからの申告受付となります。
- ※平成26年1月より記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています。(すべての事業を営む方で保存期限が7年になりました)

問い合わせ先： 城里町役場 税務課 電話 029-288-3111(内線122・123)

○収支内訳書の主な科目と分類

収入金額	
① 販売金額	1年間に販売した農産物の販売金額を記入します。(市場手数料や撰果料、運賃等が差し引かれて入金されている場合は、これらの金額が差し引かれる前の金額を記入します。)
② 家事消費等	収穫した農産物を自分で食べたり、贈答した場合には自家消費として収入金額に含めます。また、収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合は、家事消費として収入金額に含めます。
③ 雑収入	農業に係る収入で販売金額以外のものを記入します。 (主な例) 米の生産調整に伴う各種交付金、農協からの受託作業料、野菜・果樹共済などの農産物の受取共済金など

必要経費 (食費や住居費などの生活費は必要経費にはなりません。)	
⑧ 雇人費	農産物等の生産及び販売のための雇用労賃、雇人への賄費、交通費など
⑨ 小作料・賃借料	小作料、ライスセンター、共同撰果場などの使用料
⑩ 減価償却費	農業用建物・農機具などの固定資産の減価償却費、客土などに要した支出の償却費相当分
⑫ 利子割引料	農業用の土地建物、農機具の購入のための借入金利子、手形割引料など
① 租税公課	消費税(地方消費税を含む。)、土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙代など(土地建物や自動車は農業用のものに限りません。)
㊸ 種苗費	種子、苗の購入費など
㊹ 肥料費	化学肥料や堆肥用わらの購入費など
㊺ 農具費	農具、機械、器具(1個又は1組の取得価格が10万円未満のもの)などの購入費
㊻ 農薬衛生費	農薬の購入費、共同防除の負担金など
㊼ 諸材料費	ビニールシート代、果実の袋掛用袋代、わら、縄、支柱などの購入費
㊽ 修繕費	農機具、農作業用の建物・車両などに要した修理費
㊾ 動力光熱費	灌水などに要した水道料・電気料、農業機械・車両などに要した軽油・ガソリン代、ハウス施設の重油などの燃料費
㊿ 作業用衣料費	作業服代、長靴、手袋代など
㊽ 農業共済掛金	水稲・温室などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料(建物更正共済や長期火災保険の場合は掛け捨て部分のみ)
㊿ 荷造運賃手数料	農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、包装費など
㊽ 土地改良費	土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費など
㊿ 雑費	上記に分類できない経費(研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など)

○収支計算書

農産物等の種類品名等		作付面積	収穫量(俵,kg)	①販売金額	②家事消費金額
収	田	水稻()	a	円	円
		水稻()			
		陸稲			
		野菜			
	施設等ハウス		m ²		
小計				円	円
入	③ 雑収入	補助金			円
	合計				円

支	⑧ 雇人費	円	※ 記入上の注意 農業所得の計算上収入金額から差し引くことができるのは、農業経営に関して支出した費用に限られます。 なお、租税公課や動力光熱費などは、農業部分と家事部分とに区分(あん分)し、農業部分を必要経費として計上します。 ◎申告時に、収支計算書・減価償却資産台帳を作成し必ずお持ちください。 当日、お持ちでない方は申告に時間がかかり他の申告者の迷惑になりますのでご協力をお願いします。 ※裏面に減価償却資産台帳があります。
	⑨ 小作料・賃借料		
	⑫ 利子割引料		
	① 租税公課		
	㊸ 種苗費		
	㊹ 肥料費		
	㊺ 農具費		
	㊻ 農薬衛生費		
	㊼ 諸材料費		
	㊽ 修繕費		
	㊾ 動力光熱費		
	㊿ 作業用衣料費		
	㊽ 農業共済掛金		
	㊿ 荷造運賃手数料		
㊽ 土地改良費			
㊿ 雑費			
合計		円	

住所	城里町大字
氏名	
電話番号	- -

きりとり